

平成 30 年度

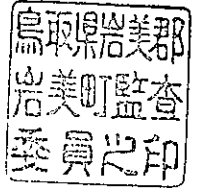
定期監査報告書

岩美町監査委員

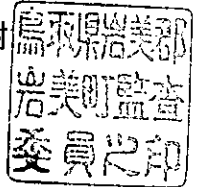
岩 発 監 第 5 号
平成30年12月5日

岩 美 町 長
岩 美 町 議 会 議 長
岩 美 町 教 育 委 員 会 教 育 長
岩 美 町 農 業 委 員 会 会 長
岩 美 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎



岩美町監査委員 澤 治 樹



定期監査結果報告書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査実施年月日及び部所

年 月 日	部 所
平成30年	
10月2日(火)	大岩保育所、浦富保育所、みなみ保育所
3日(水)	給食センター、中央公民館、議会事務局
4日(木)	税務課、教育委員会事務局
11日(木)	岩美中学校、産業建設課
12日(金)	岩美病院、健康長寿課
15日(月)	出納室、総務課
22日(月)	福祉課、岩美北小学校、岩美西小学校
23日(火)	企画財政課、商工観光課
29日(月)	環境水道課
30日(火)	住民生活課、岩美南小学校

2 監査の対象

平成29年度に係る地方自治法第199条第1項及び第2項に規定されるもの。

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について提出された資料、その他提示のあった関係書類に基づいて監査手続を実施した。

4 監査の要点

- (1) 予算執行に関すること。
 - ① 収入事務について。
 - ② 支出事務について。
 - ③ 工事事務について。
- (2) 経営に係る事業の管理に関すること。
- (3) 補助事業に関すること。
- (4) 財産・備品に関すること。
- (5) 事務事業の管理に関すること。
- (6) 前年度指摘事項の改善等処置状況に関すること。

第2 監査の結果及び意見

地方自治法及び岩美町監査委員条例に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査した。

あわせて、各課管理職全員に前年度の反省を踏まえ、今後の課題について聞き取りした。

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する一般的評価において、関係法令等の適用、予算執行の手続きについて、適切な事務並びに管理が行われていると認めた。

ただ、監査対象年度以降となるが、経営に係る事業の管理について、飲酒運転や軽自動車税での誤徴収、交付書類取違ミスが新聞報道され、岩美町役場の信頼が大きく失墜されたことは、遺憾に思う。職員研修を行い、法令遵守や緊張感のある職場づくりを期待する。

一方、町税収入額は前年度に続き増加し、地方税総額 1,031,001,000 円対前年度比 18,572,000 円の増となり、財政上の明るさが見える。収入未済額は 65,861,000 円となり、前年度より減となっているが、より一層の縮減に努められたい。

将来の町づくりの方向性を示す「第10次岩美町総合計画」が平成29年3月に策定され、平成29年度は初年度となるが、平成27年9月に策定された地方創生に関する「岩美町地域創生総合戦略」とも連動し人口減少対策を推進されたい。

なお、改善もしくは留意・検討を求めたい課題については、本町行政機構、所管の区分により次のとおり表明する。

一層の工夫や改善を図り、解決することを期待する。

記

《総務課》

- (1) 近年、災害が全国各地で起こっている中、岩美町でも、災害時に避難所等を開設するに至っている。しかし、地域の防災組織体制に温度差があり、町への結成届が提出されている地域は5地域にとどまっている。自助・共助の基本理念のもとに未結成地域への自主防災組織設立と組織体制の整備・構築に早急に尽力されたい。また、避難所対策においては、テレビやラジオ等情報を得る手段、避難食のアレルギー対応等にも配慮されたい。
- (2) 本庁舎が平成8年に建築されて22年経過し、老朽化が見られる。修繕・更新・設備変更等、計画的に実施されたい。

《企画財政課》

- (1) 代替バスの運営については、交通実態アンケート結果等に基づき、路線の見直し、運営方法等について検討されたい。
- (2) 平成27年度に制定された「岩美町地域創生総合戦略」目標の未達成項目について、引き続き達成を目指して再度取組強化を行い、推進されたい。
- (3) 平成29年度「第10次岩美町総合計画」をスタートするに当たり、町の活性化にチャレンジする職員を養成することを目的とした、役場若手職員による「協働の地域づくりプロジェクトチーム」が様々な分野をテーマに6チーム結成され一定の成果を得た。今後も協働の地域づくりにむけ、若手職員が活発に町の活性化に取り組めるよう支援ならびに意識の向上・創意工夫に努められたい。

《税務課》

- (1) 自主財源である個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の収入率は前年に比べて上昇している。しかし、滞納額は依然として多額に上っている。また、不納欠損処分として町民税 6,552,947円(7人)、固定資産税 1,648,600円(4人)、軽自動車税 44,900円(5人)、国民健康保険税 9,015,314円(9人)、合計 17,261,761円を実施している。
納税の公平性や「悪質な滞納は許さない」の理念に基づき徴収強化を今後も図られたい。
なお、税の賦課において土地や家屋の現況調査不十分の誤りが生じており、課内で共通認識を持つとともに、課長を中心としたチェック体制の機能を強化されたい。
- (2) 今後も外国人技能実習生の増加は予想され、実習を行う企業関係者に対して各種制度(租税条約、賦課の仕組、第三者納付など)を引き続き周知徹底されたい。

《住民生活課》

- (1) 平成 29 年度末における住宅使用料の収入未済額が、過年度分 15 世帯 5,486,357 円と平成 29 年度分 13 世帯 2,173,700 円との合計で 21 世帯 7,660,057 円となっている。前年度(平成 28 年度)末に比べ 1,579,300 円の増である。

収入未済額が大幅に増加しており、住宅入居時の連帯保証人を含め、住宅使用料の滞納額減少に強力に取り組まれない。

なお、町営住宅等の整備については、老朽化に伴う定期的・計画的な改修をされたい。
- (2) 特定健診の受診率は、40.7%と前年度より 6.3 ポイント増加しているが、国の目標である 60%にむけて、全国健康保険協会(協会けんぽ)との連携協定や未受診者の分析・需要の把握を行い、受診しやすい体制に取り組まれない。
- (3) 後期高齢者医療保険料の平成 29 年度末の収入未済額は 617,000 円であり、前年度(平成 28 年度)末に比べ、438,800 円減少している。

引き続き、鳥取県後期高齢者医療広域連合の保険料滞納対応取扱基準を適用し、未収金の回収に努められたい。
- (4) 保育所は、岩美町の行政施策の中で、人口減少を食い止める重要な施設である。入所希望者(未満児)が希望どおり入れるよう保育士の雇用や環境整備、児童虐待防止に配慮されたい。
- (5) 「岩美ふれ愛センター」の整備に伴い、高齢者、障がい者、子育て世帯の活動拠点としての利用・充実に努められたい。

《産業建設課》

- (1) 林業従事者の減少は、山林の荒廃を招き、漁業等への影響が危惧される。また、松くい虫被害や私有造林の管理不足などにより、景観が悪化し、観光面への影響が懸念される。山林管理への支援に努められたい。
- (2) 本町の基幹産業である農林水産業従事者の高齢化が進んでいる。様々な支援策が講じられ新規従事者は増加しているが、今後も機械整備等の支援をし、担い手不足解消に努められたい。
- (3) 道の駅「きなんせ岩美」は、来店客も増加し、賑わいを見せているが、岩美町産の生産物が少ない。出荷しやすい生産・加工・販売の仕組みづくりに取り組むとともに、支援に努められたい。
- (4) 有害鳥獣被害は依然として増加の一途である。狩猟者や農業従事者の高齢化のなか、加工処理施設、加工品の販売ルートの確保等、狩猟者の意欲向上に繋がる支援策を講じられたい。
- (5) 橋梁の老朽化については、施工年に基づき、計画的に対策を講じられたい。

《商工観光課》

- (1) 町観光協会と連携し、豪華寝台列車『トワイライトエクスプレス 瑞風』のJR東浜駅停車、イタリアンレストラン「アルマーレ」、山陰海岸ジオパーク等、岩美町の魅力を最大限に発信し、観光入込客数の増加に努められたい。
また、近年、浦富海岸を含む山陰海岸ジオパークの世界認定などを受け、岩美ジオフィールドへの外国人客の来訪も増加傾向にある。引き続き、案内看板や案内所など、インバウンド(訪日外国人客)対応の整備を図られたい。
- (2) 町内の小規模事業所の4割が、後継者不足により廃業を考えているというアンケート結果を受け、岩美町事業所承継サポートネットワークによるマッチングや支援に努められたい。また、町内事業所の調査を商工会等と連携して実施し、事業所の承継、労働条件・人手不足等を現状把握し、町内企業存続の取組を支援するとともに、町外からの企業誘致を図るなど、雇用の拡大に努められたい。
- (3) ボンネットバスツアーの乗車率が年々低下してきている。町の魅力を最大限に活用した、ツアー内容・活用方法などを検討されたい。

《環境水道課》

- (1) 一般家庭ゴミは減少傾向にあるが、事業所ゴミが増加傾向にある。事業所指導を徹底し、ゴミの減量化に努められたい。
- (2) 水道事業会計について
過年度分の水道料金の未収金額は、平成29年度末現在、208件、4,933,884円と件数は同数、金額は前年同期と比べて減少している。
なお、不納欠損処分112,045円(3人)を相続放棄・企業倒産により実施している。
滞納整理は「岩美町給水停止取扱要綱」に従い、厳正に取り組まれたい。
また、設備の老朽化問題は避けて通れない。安心・安全な水を継続して供給するため、老朽化対策を継続されたい。
- (3) 下水道事業会計について
下水道には接続しているが、受益者負担金を滞納している件数は、平成29年度末現在、件数は12件、金額は435,027円と件数、金額とも前年同期と比べて増加しており、引き続き徴収に努力されたい。
なお、不納欠損処分418,986円(2人)を相続放棄・生活困窮により実施しており、うち258,400円は受益者負担金である。
定期的に催促をし、不納欠損とならないよう留意されたい。

《教育委員会》

- (1) 地域コミュニティの拠点である中央公民館の建替えは、町民の期待や関心の高いところである。
平成31年10月の開館予定まで1年の期間となったが、引き続き町民の安全第一とし、騒音・振動・交通の安全など対策を図られたい。
- (2) 各小・中学校の学校関係者評価委員会の指摘・提言についてはしっかり受け止め、教育委員会と学校が協議し、改善に努められたい。
- (3) 特色ある学校づくり推進事業の中での講演会等の講師については、教育委員会として把握されたい。

《福祉課》

- (1) 平成29年度策定された「第5期岩美町障がい福祉計画」に基づき、保健、医療、福祉だけでなく、教育、雇用、建設などあらゆる分野と連携して計画の推進を図り、障がい者が必要な時、必要な場所で適切な支援を受けられるよう、障がい者施策の推進に努められたい。
- (2) 生活保護受給者の高齢化により、医療扶助が増加している。疾病が早期に発見されるよう、健診の受診勧奨を継続されたい。また、引き続き被保護者の就労支援に努められたい。

《健康長寿課》

- (1) 介護保険料の収入未済額は、過年度分 9,332,880 円（76 人）と平成29年度 2,753,400 円（59 人）との合計 12,086,280 円であり、前年度（平成28年度）末に比べ 1,358,075 円増加している。なお、不納欠損処分 854,525 円（3 人）を本人死亡・相続放棄により実施している。
制度の内容を十分に説明するとともに、延滞が見受けられる場合は、早期に対応し、分納等を勧めるなど負担の公平性が図られるよう努力されたい。
- (2) 健康増進事業のがん検診受診率は、受診券をブック式にするなどの受診勧奨により前年度より全体としては上昇しているが、乳がん検診の受診率は下がっている。「第3次岩美町健康づくり計画」にも記載されている国・県の目標数値 50%には到達しておらず、引き続き、検診の必要性を説明し受診勧奨に取り組み、受診率の向上を図られたい。
- (3) 「いわみ健康マイポイント事業」については、ポイントの獲得方法や、応募方法をシンプルにして取組みやすい形をとったが、応募者数は76名と前年度の111名を下回った。事業の内容、並びにPRの方法を再検討されたい。

《岩美病院》

(1) 病院を取り巻く環境は患者数の減少や医療従事者の不足など相変わらず厳しいものがある。引き続き地域医療の充実、人材確保など喫緊の課題に取り組み、保健・医療・福祉活動の拠点として『町民の命と生活を守り続ける』理念のもと、質の高い医療を提供し、町民に信頼され、いつも安心して利用できる病院運営に努められたい。

(2) 窓口未収金について

平成 29 年度末残額は、5,740,578 円で、前年度に比べ 1,578,251 円減少している。

なお、不納欠損処分 573,285 円（3 人）を本人死亡・相続放棄により実施している。

滞納者宅への臨戸訪問や納付相談を行い、分納等あらゆる方策を検討するとともに、滞納者へ納付を促すなど滞納件数や滞納額の減少に努められたい。

平成29年度末 税、使用料、負担金等収入未済額状況調べ

(単位:件、人、円)

会計名	区 分	収入未済額									摘 要
		過年度分(平成28年度まで)			平成29年度発生額			平成29年度末収入未済額合計			
		件数	実人員	金額	件数	実人員	金額	件数	実人員	金額	
一般 会計	個人町民税	973	155	19,983,508	290	108	5,226,704	1,263	215	25,210,212	
	法人町民税	17	4	494,000	6	5	238,600	23	8	732,600	
	固定資産税	2,089	142	31,464,112	456	135	6,404,112	2,545	180	37,868,224	
	軽自動車税	259	74	1,431,912	70	58	618,100	329	103	2,050,012	
	督促手数料(町税)	3,336	280	333,600	838	261	83,800	4,174	487	417,400	
	(町税 計)	6,674	655	53,707,132	1,660	567	12,571,316	8,334	993	66,278,448	町税合計
	児童福祉費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料
	住宅使用料	339	14	5,262,357	104	13	2,066,700	443	21	7,329,057	町営住宅家賃
	住宅駐車場使用料	182	10	224,000	91	11	107,000	273	14	331,000	
	督促手数料(住宅使用料)	285	14	28,500	114	17	11,400	399	25	39,900	
小 計	7,480	693	59,221,989	1,969	608	14,756,416	9,449	1,053	73,978,405		
国保 会計	国民健康保険税	2,005	183	68,160,285	400	145	14,604,352	2,405	246	82,764,637	国保税の件数は、 一般分と退職分が、 混合する世帯がある ため、計と全体の値 が一致しない。
	(一般分)	1,983		65,472,434	399		14,464,074	2,382		79,936,508	
	(退職分)	83		2,687,851	3		140,278	86		2,828,129	
	督促手数料	1,972	183	197,200	393	145	39,300	2,365	246	236,500	
	小 計	3,977	366	68,357,485	793	290	14,643,652	4,770	492	83,001,137	
住宅 会計	貸付金元利収入	2	2	5,062,112	2	2	862,972	4	2	5,925,084	住宅新築資金
	小 計	2	2	5,062,112	2	2	862,972	4	2	5,925,084	
業 界 会 計	農業集落分担金	9	3	576,850	0	0	0	9	3	576,850	受益者分担金
	漁業集落分担金	8	2	442,660	0	0	0	8	2	442,660	受益者分担金
	農業集落使用料	4	1	50,672	2	2	25,023	6	2	75,695	
	漁業集落使用料	14	5	357,044	13	13	353,261	27	11	710,305	
	督促手数料	34	4	3,400	0	0	0	34	4	3,400	
	小 計	69	15	1,430,626	15	15	378,284	84	22	1,808,910	
公共 下水 道 会 計	下水負担金	42	18	2,594,828	1	1	86,120	43	18	2,680,948	受益者負担金
	下水道使用料	124	40	4,557,000	69	67	1,834,165	193	82	6,391,165	
	督促手数料	150	19	15,000	4	1	400	154	19	15,400	
	小 計	316	77	7,166,828	74	69	1,920,685	390	119	9,087,513	
介護 保 険 会 計	介護保険料	541	76	9,332,880	201	59	2,753,400	742	135	12,086,280	1号被保険者分
	督促手数料	541	76	54,100	201	59	20,100	742	135	74,200	
	小 計	1,082	152	9,386,980	402	118	2,773,500	1,484	270	12,160,480	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 会 計	後期高齢者医療保険料	26	5	499,700	9	5	117,300	35	9	617,000	被保険者保険料
	督促手数料	26	5	2,600	9	5	900	35	9	3,500	
	小 計	52	10	502,300	18	10	118,200	70	18	620,500	
合 計			151,128,320	3,273	1,112	35,453,709	16,251	1,976	186,582,029		

(注) 件数は、のべ件数で表している。